

京都市消防局訓令乙第10号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第4条第2項中「属する室」を「属する部，室」に改める。

第7条第2項ただし書中「ただし」の右に「，課を置かない部」を加える。

別表第1部長，室長及び校長の項中第7号を第9号とし，第6号の次に次の2号を加える。

(7) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する
こと。

(8) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請
求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。

別表第1課長（防災課長及び危機管理課長を除く。）の項中「課長（」の右
に「予防課長，指導課長，違反对策課長，」を加え，第10号を第12号とし，
第9号の次に次の2号を加える。

(10) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽
易なものに関すること。

(11) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請
求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち
軽易なものに関すること。

別表第1 防災課長及び危機管理課長の項中「防災課長」を「予防課長，指導課長，違反对策課長，防災課長」に改め，第9号を第11号とし，第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。
- (10) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関する事。

別表第1 消防署長の項に次の2号を加える。

- (9) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。
- (10) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関する事。

別表第1 消防署総務課長の項に次の1号を加える。

- (6) 物品（局長が別に定めるものに限る。）の貸出しの決定に関する事。

別表第2 総務部長の項第1号中「所属長（」の右に「予防部長及び」を，「並びに」の右に「予防課長，指導課長，違反对策課長，」を加え，同表予防部長の項中第8号を第9号とし，第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ，同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 所属職員（消防司令以上の者を除く。）配置に関する事。

別表第2 庶務課長の項に次の1号を加える。

- (19) 物品（局長が別に定めるものに限る。）の貸出しの決定に関する事。

別表第2 予防課長の項第1号中「講習等」を「講習及び研修」に改め，同項

に次の1号を加える。

(3) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関する事。

別表第2市民安全課長の項第4号を削り、同表警防計画課長の項を削り、同表消防救助課長の項の次に次の1項を加える。

調 査 課 長	(1) 火災統計に関する事。
---------	----------------

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)